

平成 29 年 4 月 21 日（金）
愛知県尾張県民事務所 知多県民センター
環境保全課 環境保全グループ
担当 磯貝、長谷川
電話 0569-21-8111(代表)
内線 262、264
愛知県環境部水地盤環境課
規制・土壌グループ
担当 永井、宮本
内線 3045、3050
ダイヤルイン 052-954-6225
愛知県健康福祉部保健医療局生活衛生課
水道計画・管理グループ
担当 坂野、小木曾
内線 3262、3264
ダイヤルイン 052-954-6301

東浦町における地下水汚染に係る報告について（続報）

平成 29 年 3 月 8 日（水）に公表しました、知多郡東浦町地内（大府市の雨水対策施設建設予定地付近）における^ひ砒素及びその化合物（参考 1）の地下水汚染（参考 2）について、汚染井戸周辺地区調査を実施した結果、周辺の事業場で不適切な取扱いが確認されなかったこと等から、汚染原因の特定には至りませんでした。

今後大府市は、地下水モニタリングを継続的に実施していきます。

1 調査結果の概要

県は地下水汚染の範囲を把握するため、砒素及びその化合物が環境基準を超過した井戸（発端井戸）1 本及び周辺に存在する井戸 5 本の計 6 本の水質を調査しました。その結果、発端井戸で環境基準を超過しましたが、それ以外の井戸は環境基準に適合しており、周辺への地下水汚染の拡大は認められませんでした。

また、環境基準を超過した井戸から半径約 500m の範囲内の事業場において、砒素及びその化合物の不適切な取扱いが確認されなかったこと、地下水流向の上流側の東部知多クリーンセンター敷地境界付近で地下水基準を超過していること等から、汚染原因の特定には至りませんでした。

発端井戸及び周辺井戸の水質調査結果（砒素及びその化合物）

調査地点	調査結果 (mg/L)	用途	採水日
東浦町森岡 ^{もりおか} (東部知多グリーンセンター内発端井戸)	0.039 (3.9倍)	その他	3月9日
大府市大東町 ^{だいとうちょう}	<0.005	生活用	3月9日
東浦町森岡 (東部知多グリーンセンター内井戸 NO.1)	0.010	その他	3月9日
東浦町森岡 (東部知多グリーンセンター内井戸 NO.2)	<0.005	その他	3月9日
東浦町森岡 (東部知多グリーンセンター内井戸 NO.3)	<0.005	その他	3月9日
東浦町森岡 (東部知多グリーンセンター内井戸 NO.4)	0.008	その他	3月9日
環境基準	0.01以下	—	—

注1：調査結果欄の（ ）内は環境基準に対する倍率を示す。

注2：用途欄の「その他」とは水道水源、一般飲用、生活用、工業用以外の用途での利用を指す。

2 周辺の井戸所有者に対する情報提供

大府市はじめ関係行政機関が、周辺の井戸所有者に対して汚染の状況や地下水の利用上の注意等の情報提供を実施しました。

3 今後の対応

大府市は、地下水モニタリングを継続的に実施します。

県は、大府市に対し地下水モニタリングを適切に実施するよう引き続き指導していきます。

参考1

○ 基準を超過した特定有害物質について

・ 砒素及びその化合物

急性の中毒症状としては、めまい、頭痛、四肢の脱力、全身疼痛、麻痺、呼吸困難、角化や色素沈着などの皮膚への影響、下痢を伴う胃腸障害、腎障害、末梢神経障害が報告されており、砒素化合物の致死量は体重1kgあたり砒素として1.5～500mgと考えられています。

慢性の中毒症状としては、砒素に汚染された井戸水を飲んだことによって、皮膚の角質化や色素沈着、末梢性神経症、皮膚がん、末梢循環器不全などが報告されています。

(参考：環境省水・大気環境局「土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」)

参考 2

平成 29 年 3 月 8 日公表内容

東浦町における地下水汚染に係る報告について

平成 28 年 10 月 14 日に公表しました雨水対策施設建設予定地の土壌・地下水汚染について、大府市が知多郡東浦町地内で地下水のモニタリングを実施したところ、新たに砒素及びその化合物による地下水汚染が判明したことから、本日、同市から報告がありました。

県は、大府市はじめ関係行政機関と連携して、原因調査、周辺の井戸の水質調査、井戸所有者に対する情報提供等を実施します。また、原因調査により地下水汚染の原因者が判明した場合は、原因者に対して措置を講じるよう指導します。

なお、大府市は、汚染状況を監視するため、今後も地下水のモニタリングを継続的に実施します。

1 調査対象地

知多郡東浦町森岡^{よしの}葭野41

2 報告内容

(1) 報告年月日

平成 29 年 3 月 8 日 (水)

(2) 調査実施期間

平成 29 年 1 月 17 日 (火) から平成 29 年 3 月 7 日 (火) まで

(3) 地下水調査項目

鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

(4) 地下水調査結果

調査項目のうち、新たに砒素及びその化合物が、次表のとおり条例に規定する地下水基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果	地下水基準	超過地点数 ／調査地点数
砒素及び その化合物	0.046mg/L (4.6倍) ^注	0.01mg/L 以下	1/2

注：() 内は地下水基準に対する倍率を示す。

(5) 地下水汚染の原因

地下水流向の上流側の敷地境界付近で地下水基準を超過していることから、当該地以外が原因であるとも考えられ、汚染原因は不明です。

3 今後の対応

県は、大府市はじめ関係行政機関と連携して、原因調査、周辺の井戸の水質調査、井戸所有者に対する情報提供等を実施します。また、原因調査により地下水汚染の原因者が判明した場合は、原因者に対して措置を講じるよう指導します。

なお、大府市は、汚染状況を監視するため、今後も地下水のモニタリングを継続的に実施します。

4 報告者の連絡先

大府市役所水道部下水道課
住所 大府市中央町五丁目 70 番地
電話 0562-45-6239

5 調査対象地の概要

特定有害物質の使用状況等：当該地は、東部知多クリーンセンターの搬入路等として利用されており、特定有害物質の取扱履歴はありません。



(C) 2015 AICHI-Prefecture All rights reserved

※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用